

地域ポイント導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

地域ポイント導入業務

(2) 業務の目的

本市は、デジタル技術やデータを活用した、すべての市民が暮らしやすく、ずっと住み続けられるまちを目指し、スマートシティの事業に取り組んでいる。その一環として、デジタル技術を活用した地域活動の可視化により、これらの認知を広めることで、主体的な地域活動の促進を目的として、地域ポイント事業を実施する。

そこで、本業務では、スマートフォン用の地域ポイントアプリケーションソフトウェア（以下、「アプリ」という）の導入を行う。このアプリを利用する地域内外の人々（以下、「ユーザー」という）へ、地域活動につながる行動に対するポイントの付与や、獲得したポイント数に応じて得られる市内企業・店舗・地域団体等（以下、「団体等」という）が提供する体験やサービス等特典を通じて、地域に対するユーザーの行動変容を促し、コミュニティへの参画意欲や地域貢献意識の向上を図り、ユーザー・団体等・行政が協創できる環境を整えることを目指す。

初年度となる今回は、ポイントの活用を特定の地域や機能に絞ってアプリを実装し、本取組による効果の実証を行う。また、仕組みの導入と合わせて、庁内や団体等への研修や、ポイントを効果的に運用するためのワークショップを実施する。

(3) 業務内容

別紙「地域ポイント導入業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日～令和7年3月31日

2 業務に要する費用（予定価格）

4,400,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

次に掲げる事項を全て満たす者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合を除く。

(4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 過去5年間に於いて、国、地方公共団体から、地域ポイント導入業務やそれに類する業務の受託実績があること。

4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和6年5月22日(水)16時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

(提出先) smartcity@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日：令和6年5月29日(水)16時00分

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページに掲載

5 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2)原本1部

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア～キは原本 1 部、副本 9 部、ク～コは原本 1 部。なお、本市に令和 6 年度有効な一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出している者又は令和 6 年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類の内、ク～コを省略することができる

ア 会社概要（様式 3）

イ 業務実績調書（様式 4）

業務実績調書に記載した事業の様子が分かる資料（紙媒体、データ媒体問わず）を各 1 部提出すること。ただし、事業の様子が分かる URL があれば、それを記載することで提出があったものとみなす。

ウ 実施体制表（様式任意）

本業務の実施体制図（社内外のバックアップ体制も含む）と本業務の担当者（業務責任者、運営・進行管理責任者、システムエンジニア、ソフトウェアエンジニアなど）のプロフィール及び各担当者のこれまでの業務経歴を記載した名簿

エ 再委託調書（様式 5）※再委託する場合にのみ提出

本業務の一部を再委託する場合は、再委託の必要性やその理由を企画提案書に記載すること。ただし、業務の主たる部分は、再委託してはならない。

オ 企画提案書（任意様式）

カ 参考見積書（任意様式）

消費税および地方消費税を抜いた金額と、消費税および地方消費税 10% を合計した金額が分かるように記載することとし、それぞれの業務の内訳が分かるように項目ごとに記載すること。なお、参考見積書の合計金額 が 2. 業務に要する費用（予定価格）を超えた場合は失格となるので、注意すること。

キ 業務スケジュール（任意様式）

ク 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他規約）

※企画提案書提出時前から 3 ヶ月以内のものに限る。写し可。

ケ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（法人：納税証明書その 3 の 3、個人：納税証明書その 3 の 2）※提案時点で発行から 3 ヶ月以内のものに限る（写し可）。

コ 誓約書（様式 6）

（2）企画提案書の作成方法及び注意事項

①提案者名を記入しないこと。

②ページ数は、表示・目次を除き片面 10 ページ以内で簡潔に記載し、各ページにページ番

号を記載すること。

③文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

④用紙の規格はA4判とし、長辺2か箇所をホッチキスで綴じること。ただし、業務スケジュールについては、A3を認めるが、その際はA4判に合うように折りこみ、2ページとしてカウントする。なお、用紙の向きについては、縦か横のどちらかに統一すること。

⑤モノクロ、カラーは問わない。

⑥複数の企画提案書を提出することはできない。

⑦提出期限以降に企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えは不可とする。

⑧この他、目的を達成するために必要な追加提案も可とする。

(3) 提出期限等

①提出期限：令和6年6月12日（水）16時00分まで（必着）

②提出場所：生駒市役所 デジタルイノベーション推進課（市役所4階48番）

③提出方法：持参又は郵送によること。

※郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を審査・採点し、高い評価を得た提案者5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査は会議を開催しない。

実施日：令和6年6月18日(火)予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

①実施日：令和6年6月26日(水)予定

※実施時間、場所等については別途通知する（オンラインによる参加も可とする）

②説明等

ア プレゼンテーションの時間は、準備及び片付時間も含め、1者につき20分以内とする。

- イ プレゼンテーション終了後、20分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。
- ウ プレゼンテーションは、提出した企画提案書の範囲内で行うものとし、他の資料配布は認めない。
- エ プレゼンテーションにパソコンが必要な場合は、各自で用意すること。会場、スクリーン、プロジェクター及び電源については本市で用意する。なお、プロジェクターへの接続は、HDMI を使用するものとする。

(3) 審査結果の通知

・第1次審査

審査結果を電子メールで通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電子メールで通知する。

・第2次審査

審査結果を電子メールで通知する。

7 配点

プロポーザルは、以下の評価基準に基づき審査する。

- (1) 業務実績 10点／100点
- (2) 参考見積書 10点／100点
- (3) 企画提案の内容 80点／100点

NO	評価項目	評価事項	配点
1	業務全般の方針	・本市のまちづくりや状況・課題について高い理解と独自の分析に基づき、仕様書「2 業務目的」を達成するための、効果的かつ合理的な提案がなされているか。 ・本業務における地域ポイントの意義を理解した提案か。 ・本業務の目的に沿ったユーザーの行動変容を促す仕組みを提案しているか。	25
2	ポイントの流通促進	・本市関係各課や団体等を実施するワークショップの内容は、本事業との連携を期待できる効果的な提案か。	20

		・本市が団体等に、ポイントの消費箇所として参加を促す際、営業手法の提示や助言等、受注者側のサポート体制が整っているか。 ・プロモーションの具体的な方法が示されており、ユーザー数を増加させる取り組みが提案されているか。	
3	提案内容の具体性・実現性	・実現性の高い提案となっているか。 ・実行可能なスケジュールが計画されているか。 ・企画提案書の説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。 ・本業務の責任者が、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。 ・業務を実施する適正な人員配置が提示され、円滑な業務の遂行が見込めるか。	15
4	ポイント制度及びシステム	・初期利用時における職員向けの研修は、アプリの概要や操作方法を知る上で十分な内容となっているか。 ・ユーザーやシステム管理者にとって、分かりやすく使用性に優れているか。 ・ユーザーが地域活動に積極的及び継続的に参加することができる仕組みが講じられているか。 ・ユーザーが魅力的であると感じるポイントの利用方法を提案しているか。 ・アプリのセキュリティ対策やデータのバックアップ、障害発生時の対	10

		応など、保守管理に関する体制が十分か。	
5	独自の提案	・本業務をさらに効果的なものとするために、仕様書に記載している業務内容以外の提案がされているか。	10
合計			80

8 日程

公示	令和6年5月15日(水)
質問受付締切	令和6年5月22日(水) 16時00分まで
質問回答	令和6年5月29日(水) 16時00分にHPに掲載
企画提案書等受付締切	令和6年6月12日(水) 16時00分まで
第1次審査	令和6年6月18日(火) (予定)
第2次審査	令和6年6月26日(水) (予定)
結果通知	令和6年6月27日(木) (予定)
契約締結	令和6年7月上旬 (予定)
業務開始	令和6年7月上旬 (予定)

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「2.業務に要する費用(予定価格)」を超えたもの

10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出すること。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「実施体制表」に記載した、配置予定の担当者等の人員やその配置は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定する。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 2 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市 デジタルイノベーション推進課 担当：森田、石井

生駒市東新町 8-38 電話：0743-74-1111 内線：4310

メールアドレス：smartcity@city.ikoma.lg.jp